



平成 21 年 8 月 24 日

各 位

長野県須坂市大字小河原 2, 150 番地 1  
株 式 会 社 鈴 木  
代表取締役社長 鈴木 教義  
(JASDAQ コード番号: 6785)  
問合せ先 取締役経理部長 倉田 一  
電話番号 (026)251-2600

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 8 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 9 月 25 日開催予定の第 40 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に則し、医療機器の製造分野への事業展開に伴い、現行定款第 2 条（目的）についての事業目的を追加するものです。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」と言う。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は株式等振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。  
これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定を削除し、条数の繰上げその他所要の変更を行います。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、その旨附則に規定を設けるものです。

なお、現行定款第 8 条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第 6 条 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされています。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 9 月 25 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 9 月 25 日

以上

【別紙】

変更案の内容は、以下のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①各種精密金型の研究開発ならびに製造販売</li><li>②各種精密部品加工および組立製品の研究開発ならびに製造販売</li><li>③省力化、自動化用各種機械器具類の研究開発ならびに製造販売</li><li>④上記各号に関連する輸出入貿易業務、海外投資および技術連携業務</li><li>⑤前各号の経営ならびにこれに関するノウハウの提供、経営指導および業務受託</li><li>⑥事業用不動産の賃貸</li></ul> <p>(新設)</p> <p>⑦前各号に附帯関連する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①各種精密金型の研究開発ならびに製造販売</li><li>②各種精密部品加工および組立製品の研究開発ならびに製造販売</li><li>③省力化、自動化用各種機械器具類の研究開発ならびに製造販売</li><li>④上記各号に関連する輸出入貿易業務、海外投資および技術連携業務</li><li>⑤前各号の経営ならびにこれに関するノウハウの提供、経営指導および業務受託</li><li>⑥事業用不動産の賃貸</li><li>⑦医療機器の製造および修理</li><li>⑧前各号に附帯関連する一切の業務</li></ul>
<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</li><li>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。<u>以下同じ。）</u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></li></ul>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</li></ul> <p>(削除)</p>

(下線部は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿・株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項および定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項および定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</p>
<p>第12条～第49条 (略)</p>	<p>第11条～第48条 (現行どおり)</p>
<p>附則</p>	
<p>(新設)</p>	<p>第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、<u>当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第3条 <u>本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>